

## 市税における猶予制度について

- 下記のようなケース等に該当するとき、猶予制度を受けることができる場合がありますので、滞納整理課にご相談ください。

### (ケース1) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業（給与所得を含む）について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

### (ケース2) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

### (ケース3) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

### (ケース4) 財産に相当な損失が生じた場合

風水害、火災その他災害を受け、財産に相当な損失が生じた場合